

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

|                   |                   |  |
|-------------------|-------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 南あわじ市<br>(28224)  |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 市市<br>(市市)        |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年4月1日<br>(第1回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

私たちの地区では、農地を所有している農家46戸のうち実際に40戸の農家が現時点で耕作しており、耕作していないいわゆる土地持ち非農家の農地も農会の農家により耕作されている。またかねてより、事情があって耕作されていない農家にたいしても多面的機能支払事業により、地元農会のメンバーにより手分けして処理している。

当地区も高齢化は進んでいるが、アンケートを見れば、後継者問題に悩みながらも、水稻、玉葱、露地野菜の多毛作により、耕作継続に意欲的であり、私たちはその気風を大事にしていきたいと考えています。また従来より、隣接する集落農地の出作もあり、特に市西地区でほ場整備した農地(三條地区)へ若手農家が農地を借り、整備された農地で効率的な農業に取り組んでいる。

課題としては、集落周辺農地がそれなりの形状でかつ市道、農道も農地に隣接しており、耕作者も高齢化等もあって積極的な基盤整備の機運が盛り上がっていない。加えて水利慣行が複雑で水源を出湧に頼っているので調整が難しい。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

私たちの地区では、各農家が最低でも二毛作(水稻、玉ねぎ)、多くは三毛作以上でかねてより営農している。そのため、耕畜連携により農地の地力増進にも各農家が積極的に取り組んでいる。

また、若手農家を中心にスマート農業機械の導入にも挑戦している。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 27.7 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 21.1 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | 0 ha    |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                                                                                                 |
| 農地の集積にあたって、障害となる複雑な水利慣行が存在するので、耕作困難な状況になれば、地域関係者で相談して地域内に存在する農家で耕作を継続してきた経緯があるので、自分たちで地域の農業を守るという気概をもちながら、新規参入する門戸も柔軟な対応で取り組みます。                                 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                                                                                                 |
| 農地を担い手農家等に集積する手段として、私たちの地区ではかねてより、農業経営基盤促進法の利用権設定に積極的に取り組んできており、その流れで令和7年4月以降は、農地中間管理機構による農地の貸し借りへ以降していくこととしています。                                                |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                                                                                  |
| 私たちの地区は、複雑な水利施設が重なっており、加えて、年間を通じて農地を利用しているため、基盤整備事業への取り組みが遅れてきているが、将来を担う農業者では、基盤整備が必要であるという認識が育ってきています。                                                          |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                                                                             |
| 私たちの地域では、農業を継続している農家は、家族経営がほとんどですが、農業を離れたいいわゆる土地持ち非農家もおられるのでその方々の農地は、地域内の担い手農家、農業法人への貸付けにより耕作放棄地が発生していない。また農作業を担う法人の設立や親子就農から独立する農家も生まれており、その流れを地域としても大事にしていきたい。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                                                                              |
| 作業が重なる繁忙時を中心に、JAのアグリや大規模農家が確保している労働力を利用する取り組みが、ここ5年ぐらいの間で進んでおり、生産物の販売価格も維持されれば、今後もこの傾向が続くと考えます。                                                                  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                                 |                                             |                                              |                               |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携    | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①多面的機能支払事業を利用した外来生物の駆除
- ②各農家において農地に合わせた施肥の工夫
- ③スマート機械の各種事業を利用して導入、関連免許取得等のスキルアップ
- ④裏作作物を主とした農地利用、契約出荷取り組み
- ⑦耕作困難地への対応
- ⑧ボーリング施設の運営
- ⑨畜産農家と提携した有機たい肥の施肥、稲わらの供給
- ⑩害虫対策を目的とした黄色灯の整備